

令和二年三月十七日受領
答弁第一〇〇〇号

内閣衆質二〇一第一〇〇号

令和二年三月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出羽田新飛行ルートの着陸角度についてのIATAからの要請に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出羽田新飛行ルートの着陸角度についてのIATAからの要請に関する質問
に対する答弁書

一について

国土交通省航空局においては、実機飛行確認実施前の令和二年一月十五日に、国際航空運送協会（IATA）等との間で、東京国際空港（以下「羽田空港」という。）における新たな飛行経路（以下「新経路」という。）のうち南風好天時に運用される進入経路（以下「南風好天経路」という。）に関して、気温が高い場合に航空機の降下率が上昇し不安定な進入となる可能性があること等のIATAから伝えられた課題を含む、運航上の技術的な課題について意見交換を行ったものであり、「実機飛行確認以降に国土交通省が羽田空港の新飛行ルートの着陸角度に関する事で、IATAと面会をした」という事実はない。

二及び五について

三・五度の降下角を含む南風好天経路の進入方式については、当該降下角が我が国及び諸外国の複数の空港の進入方式において採用されていること、航空会社の協力により航空機の性能、気象等に係る複数の条件を設定した上でシミュレーターによる安全性の確認を行っていること、並びに実機飛行確認におい

て南風好天時経路を飛行した操縦士及び航空機の運航の専門家から、南風好天時経路は直線の進入経路であり、かつ、当該降下角は好天時のみ使用されることから安全性の問題はない旨の意見を頂いていることを踏まえ、安全性の問題はないものと考えており、「改めて着陸角度について検討する」こと及び「着陸角度」を「運用開始後に変更する」ことは考えていない。

また、一について述べたとおり、IATA等との間では意見交換を行ったものであり、IATAが「要請」を行ったという事実はない。

三について

お尋ねについては、実機飛行確認における騒音測定の結果について現在精査中であることから、お答えすることは困難である。

四について

羽田空港における現在の飛行経路と新経路とはその運用に係る好天時又は悪天時の判断基準が異なり、新経路の運用開始前である現段階においては、新経路における「好天時と悪天時の割合」を見込むための十分なデータを保有していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。